平成２７年（フ）第５号
山梨県甲府市青沼３―16―17、開始決定時大阪市淀川区十三東３丁目23番８―204号
㈱メグミフーズ　方
破産者　舟久保文英
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７６８号
大阪府東大阪市長田３丁目４番12―106号、前住所大阪府東大阪市稲田上町１丁目10番27号
破産者　後藤ミドリ
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７６９号
大阪府東大阪市長田３丁目４番12―106号
破産者　長野富美子
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７７０号
大阪府東大阪市長田３丁目１番25―206号
破産者　後藤　達雄
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４６０号
大阪府高槻市別所中の町６番１―213号、前住所大阪府高槻市大冠町３丁目22番13号
破産者　八代　哲也
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５６９号
大阪府池田市鉢塚２丁目９番17号
破産者　上田設備工業所、箕面設備工業所、川西設備工業所こと　上田　周次
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６０７号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目36番１号　阿倍野コーポ302号
破産者　山田　良元
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８６号
堺市西区鳳東町６丁674番地１　プリマヴェーラ105号、前住所堺市堺区桜之町西１丁２番２号
破産者　さつき整骨院ことセラピー零ことＥＡＲＴＨ　ＳＨＩＰこと　舩冨　正人
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４７２号
神戸市中央区中山手通２丁目４番15―1106号、従前の住所神戸市中央区中山手通６丁目６番７―301号
破産者　河村正江こと　河　　正江
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８号
兵庫県姫路市北平野南の町８番４―102号　パレ・ロワイヤル北平野
破産者　西山　元規
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２１８号
兵庫県姫路市香寺町中寺84番地29
破産者　谷口　和子
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２５７号
福岡県久留米市北野町中1057番地２　コンフォーレポット102号、開始時の住所福岡県久留米市北野町高良2234番地
破産者　黒岩　数美
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５１号
鹿児島県霧島市隼人町内1215番地１　木之房団地５棟101号、開始決定時の住所福岡県久留米市田主丸町上原391番地
破産者　宮原　瑞穂
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１６５号
北九州市八幡東区槻田２丁目５番５号、開始決定時の住所北九州市八幡西区星ケ丘３丁目11番７号
破産者　佐々千江美（旧姓田端）
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２９３号
北九州市八幡西区浅川日の峯２丁目２番８号（202号）
破産者　吉田　恵子
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３３号
佐賀県唐津市西大島町６番16号
破産者　荒木　恵美
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第８５号
熊本市西区京町本丁３番17号、開始決定時の住所熊本市中央区内坪井町１番67―602号ホルンハイツ
破産者　宮﨑　健一
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係